



令和2年度(2020)伝統的建造物群保存地区台帳

道府県	岐阜県	記入日: R 2. 5.15
市町村	高山市	
地区名	高山市三町	
重伝建選定年月日	S54. 2. 3	
拡大選定年月日	H 9. 5.29	
種別	商家町	
面積 (ha)	4.4	
選定基準	(一)	

		1	2	3	4	5
基本事項	条例	名称	高山市伝統的建造物保存地区保存条例			
		公布日	S52. 3.30			
		最新交付日	H 8.12.19			
	地区決定	決定告示日	S53.10. 3			
		最新変更告示日	H 8.12.19			
	保存計画	策定告示日	S53.10. 3			
		最新改訂日	H 8.12.19			
概要		豊臣秀吉の命を受けた金森長近が飛騨を平定し、城下町を建設した。その中の商人町が、現在国の重要伝統的建造物群保存地区となっている。 狭い通りを挟んで洗練された意匠の町家が並び、ベンガラ塗の出格子や胡粉塗の腕木等は町人町として栄えた面影をよく残している。近年は災害から地区を守るため多様な防災対策を実施している。これとともに地域の防災意識が高まり、自主防災会の活動も実施されている。				
物件数	伝統的建造物 (建築物)	171	主屋67件、付属屋1件、土蔵97件、屋台蔵5件、旧町役場1件			
	伝統的建造物 (工作物)	2	秋葉社2件			
	環境物件	0				
関連指定等	関連条例	名称				
		公布日				
	地区内文化財数		国宝・重文	史跡	名勝	天然記念物
		国指定				
		県指定	0	0	0	0
市指定	2	0	0	0		
国登録	0					
施設・団体・地区行事など	地区内公開施設	名称	高山市政記念館	飛騨民族考古館	藤井美術民芸館	
		文化財種別	市町村指定	伝統的建造物	その他	
		公開状況	通年公開	通年公開		
	住民保存会	有無	有り			
	保存会・まちづくり団体	名称	上三之町町並保存会他3団体			
		結成年				
		構成員				
	保存会以外で支援している民間組織 (1)	名称	飛騨高山伝統構法木造建築物研究会			
		主な活動	高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアルに基づく実務者研修			
	保存会以外で支援している民間組織 (2)	名称				
主な活動						
伝建修理・修景・防災などの助成措置	助成措置 修理－主屋	補助率	8/10			
		上限(万円)	900			
	助成措置 修理－蔵	補助率	8/10			
		上限(万円)	900			
	助成措置 修理－工作物	補助率	8/10			
		上限(万円)	900			
	助成措置 修景－主屋	補助率	8/10			
上限(万円)		500				
助成措置 修景－蔵	補助率	8/10				
	上限(万円)	500				
助成措置 修景－工作物	補助率	8/10				
	上限(万円)	500				

関連計画  
その他

都市計画法	都計区域	都市計画区域内
	用途地域	近商
	防火地域	M33.4.27
保存地区関係の地区計画・法条例	法条例	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例
	地域名	城下町景観重点区域
	区分	市町村条例
	制定日	H13.12.26
	法条例	高山市市街地景観保存条例
	地域名	市街地景観保存区域
	区分	市町村条例
	制定日	S47. 9.30
	法条例	高山市屋外広告物条例
	地域名	
	区分	市町村条例
	制定日	H19. 3.23
	法条例	
	地域名	
	区分	
	制定日	
法条例		
地域名		
区分		
制定日		
市町村基金条例		高山市文化財等公有振興基金条例
	制定日	H 7. 3. 3
	最終改正	H17. 2. 1
不均一課税条例		
	制定日	
	最終改正	
建築基準法緩和条例		
	制定日	
	最終改正	
景観計画		策定済み
	策定日	H18.12.22
歴まち法計画の認定		認定された
	策定日	H21. 1.19
防災計画		策定済み
	年度	H 8
市町村全域に係る防災計画		記載あり
	年度	H17
	上記計画での耐震対策に関する記述	記載あり
耐震マニュアル		策定済み
一般住宅の耐震診断・耐震補強への助成		ある
	助成の内容	耐震予備診断、耐震診断、耐震補強工事の助成措置あり
	補助率	10/10 、 2/3 、 10/10
	上限額	無料 、 100万円 、 10/10(180~200万)
伝建地区における耐震対策への助成	耐震診断	助成措置なし
	耐震補強	助成措置なし
	助成の内容	
文化庁補助事業以外の耐震対策への支援	耐震診断	支援制度あり
	耐震補強	支援制度あり
	助成の内容	耐震診断・工事を実施する場合、市町村の助成制度がある。耐震補強工事を実施した場合、税制上の優遇措置がとれる
耐震対策を実施するための専門家・技術者の有無	専門家	専門家がいる
	具体的に	上記4の履修者
	技術者	専門家がいる
	具体的に	地元建築士、構造設計事務所